

|      |           |
|------|-----------|
| 文書番号 | 教育研修課_004 |
| 発行日  | 2023/4/1  |
| 版    | 8         |

---

## 徳島赤十字病院医師臨床研修規程

---

|    |    |
|----|----|
| 承認 | 起案 |
| 後藤 | 田村 |

徳 島 赤 十 字 病 院

# 徳島赤十字病院医師臨床研修規程

## ○ 第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、当院において医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する医師臨床研修（以下「臨床研修」という）を実施するための取扱いを定める。

2 この規程に定めのない事項については、平成 15 年 6 月 12 日付 医政発第 0612004 号各都道府県知事宛 厚生労働省医政局長通知によるものとする。

（研修理念）

第 2 条 徳島赤十字病院は、医師としての人格を涵養し、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、将来専門とする分野にかかわらず幅広い臨床能力（知識・技術・態度・総合判断力等）を身につけ、チーム医療の一員としてその役割を理解し、チームメンバーと協力しながら全人的態度で医療を提供できる医師を全職員で守り育てます。

（基本方針）

第 3 条 幅広いプライマリ・ケアに対処し得る第一線の臨床医、あるいは高度の専門医を目指すのに必要な診療に関する基本的な知識、技術および態度の修得を目的とする。特に、当院の特徴である救命救急医療および地域医療支援の特殊機能を活かし、すべての急性期疾患と救急疾患の初期治療を行える技能を修得する。

（臨床研修病院の役割）

第 4 条 当院は、臨床研修病院のうち他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院であって、当該臨床研修の管理を行う「基幹型臨床研修病院」として臨床研修を実施する。

（教育研修推進室・教育研修課）

第 5 条 この規程に定める臨床研修を実施するため教育研修推進室を設置し、事務局として事務部に教育研修課を置く。

## ○ 第 2 章 採用・処遇

（定員）

第 6 条 研修医の定員は、研修管理委員会に諮って院長が定める。

2 前項の定員は、研修効果の評価等を勘案して随時見直すことができる。

(採用)

第7条 厚生労働省のマッチングシステムに参加して、採用手続を実施する。

2 当院ホームページに研修医募集要項を掲示するなどして、研修医を公募する。

3 応募した者を対象とした選考試験を実施する。

4 採用内定者とは雇用契約を締結する。但し、医師国家試験に合格しなかった者は採用内定を取り消す。

(処遇)

第8条 研修医の身分は常勤嘱託医とする。

2 給与、勤務日、勤務時間、休日、社会保険等については雇用契約書に記載する。

(健康管理)

第9条 研修医は、当院職員に義務付けられた健康診断を受けなければならない。

## ○ 第3章 研修体制

(研修施設)

第10条 研修医が臨床研修を受ける施設は、当院の他に、研修協力施設（当院と協力して臨床研修を行う施設で研修プログラムに記載した施設）とする。

(研修医の所属)

第11条 研修医は特定の診療科に属さず、教育研修推進室に所属し、研修プログラムに則り研修を行う。

(研修専念義務)

第12条 研修医は、この規程及び当院の諸規程を遵守して臨床研修に専念する義務を負うものであり、他の医療施設等でのアルバイトは一切行ってはならない。

(研修プログラム)

第13条 研修期間は2年間とする。

2 必修科目、選択必修科目、選択科目をスーパーローテイト方式で研修する。

3 具体的な研修カリキュラム、研修期間、研修目標等の研修プログラムは研修管理委員会で決定する。

(プログラム責任者)

第14条 研修プログラムごとにプログラム責任者1名を院長が任命する。

2 プログラム責任者の資格は次のとおりとする。

(1) 7年以上の臨床経験を有する当院の常勤医師。

(2) 指導医及び研修医に対してプライマリ・ケアを中心とした指導を行うことのできる経験と能力を有している者。

- (3) プライマリ・ケアの指導方法等に関する講習会を受講していること。
- 3 プログラム責任者は、次に掲げる事項等研修プログラムの企画立案及び実施の管理並びに研修医に対する助言、指導その他の援助を行う。
  - (1) 研修プログラムの原案を作成する。
  - (2) 定期的、さらに必要に応じて随時研修医ごとに臨床研修の目標の達成状況を把握・評価し、研修プログラムにあらかじめ定められた研修期間の修了までに、修了基準に不足している部分についての研修が行えるよう指導医に情報提供する等、すべての研修医が臨床研修の目標を達成できるよう、全研修期間を通じて研修医の指導を行うとともに、研修プログラムの調整を行う。
  - (3) 研修医の臨床研修の休止に当り、研修休止の理由の正当性を判定すること。
  - (4) 研修プログラムにあらかじめ定められた研修期間の修了の際に、研修管理委員会に対して、研修医ごとに臨床研修の目標の達成状況を報告する。
- 4 一つの研修プログラムに基づいて 20 人以上の研修医が臨床研修を受ける場合には、プログラム責任者に準じた資格を有する指導医の中から副プログラム責任者を任命する。

(研修実施責任者)

- 第 15 条 研修協力施設における臨床研修の実施を管理するため、研修協力施設ごとに研修実施責任者を置く。
- 2 研修実施責任者は、研修協力施設の施設長又はこれに準じる常勤医師で、当該研修協力施設の施設長が任命する。

(指導医)

- 第 16 条 次の資格を有するものが指導医となる。
- (1) 7 年以上の臨床経験を有する当院並びに研修協力施設の常勤医師。
  - (2) プライマリ・ケアを中心とした指導を行うことのできる経験と能力を有している者。
  - (3) プライマリ・ケアの指導方法等に関する講習会を受講していること。なお、必修科目における診療科の指導医は受講を義務付ける。
- 2 指導医の役割は次のとおりとする。
- (1) 直近の研修分野での研修内容を事前に確認の上、担当する研修分野におけるプログラムに従って研修医に対する適切な指導を行う。
  - (2) 診療録及びサマリーの記載に関する指導を行い、記載内容の承認等の所定の手続を行う。
  - (3) 指導医が不在となる時は、不在となる期間や代理となる指導医を、研修医および病棟看護師など関連する職員に対して周知しておく。
  - (4) 担当する研修分野における研修修了後に、次のことに留意して研修医の評価を行い、問題点については適宜プログラム責任者に報告する。
    - ① 研修医の評価にあたっては、当該研修医の指導に携わった他の医師や看護師等と十分情報を共有し、各職員による評価を把握した上で、責任を持つ

て評価を行う。

- ② 研修医と十分に意思疎通を図り、実際の状況と評価に乖離が生じないように努める。
- (5) 定期的実施される指導医評価を受け、その評価結果を謙虚に受入れて指導に活かす。
- (6) プライマリ・ケアの指導方法等に関する講習会を受講する等、指導医としてのスキルアップに積極的に取り組む。
- (7) 医師臨床研修に関する院内会議等には積極的に出席する。
- (8) 研修医の精神心理面に配慮して相談に応じ、問題があるときは適宜プログラム責任者に報告する。
- (9) 研修医の指導において、医療安全管理体制に従い医療安全に努めること。

#### (研修協力医)

第17条 臨床経験3年以上7年未満の医師を研修協力医とする。

- 2 研修協力医は、指導医に協力して研修医の指導にあたる。

#### (責任指導医)

第18条 診療科の長を責任指導医とする。

- 2 責任指導医は、担当する研修分野の指導医等を指導し、円滑な研修の実施に努める。
- 3 研修医が患者を担当する場合の診療上の責任は、責任指導医にある。

#### (指導責任者・指導者)

第19条 医師以外の者で臨床研修に関与する各部門（看護部門、薬剤部門、検査部門、放射線科部門、医療技術部門等）の長を指導責任者とする。

- 2 医師以外の者で臨床研修に直接関与する者は、指導者とする。
- 3 指導責任者は、担当する研修分野の指導者等を指導し、円滑な研修の実施に努めるとともに、指導者の評価を行いより効果的な研修へつなげる。

#### (研修管理委員会)

第20条 臨床研修の実施を統括管理する機関として、研修管理委員会を置く。

- 2 この委員会は、院長又は副院長、事務部長、プログラム責任者、指導医、指導者、研修協力施設の研修実施責任者、院外の有識者等で構成し、研修プログラムの作成・調整、研修医の管理及び採用・中断・修了の際の評価等を行う。
- 3 この委員会の詳細については、別に委員会規程を定める。

#### (研修医の業務・安全管理)

第21条 研修医は、指導医の下で指導医又は研修協力医の指示した診療を行う。

- 2 研修医は、当院及び研修協力施設の医療安全管理体制に従い医療安全に努めるとともに、事故発生時には速やかに所定の手続をとらなければならない。

- 3 各研修分野での具体的な研修医の業務については、別に研修実務規程を定める。

## ○ 第4章 研修評価

（研修医の評価）

第22条 研修医の臨床研修目標に対する達成度を測定するため、次により評価を行う。

- （1）研修分野を修了するごとに、PG-EPOC の行動目標と経験目標に明示された評価項目について、研修医による自己評価と指導医による評価を行う。
- （2）看護師長・医療スタッフ等による評価を行う。
- 2 評価結果は、研修医及び指導者間で共有し、より効果的な研修へつなげる。
- 3 プログラム責任者は、研修期間修了時にこれらの評価をまとめた総括評価を行い、研修管理委員会に提出する。

（指導医の評価）

第23条 指導医の指導力向上及び指導体制向上を目的として、研修医及び看護師長・医療スタッフ等による指導医の評価を行う。

評価結果は、研修管理委員会に報告し、対応について委員会で検討する。

## ○ 第5章 研修の中断・再開・修了

（中断・再開）

第24条 研修管理委員会は、研修医が臨床医としての適正を欠き指導・教育によっても改善が不可能と認める場合、病気その他の事由により長期間研修を休止する等、研修医が研修を継続することが困難であると認める場合には、院長に対して当該研修医の臨床研修を中断することを勧告することができる。

- 2 院長は、前項の勧告又は当該研修医の申し出を受けて、当該研修医の臨床研修を中断することができる。
- 3 院長は、研修医の臨床研修を中断した場合は、当該研修医の求めに応じて、速やかに、当該研修医に対して、所定の臨床研修中断証を交付し、同時に中国四国厚生局にその旨報告する。
- 4 臨床研修を中断した者が臨床研修の再開を申し出た場合は、これを受入れることがある。

（修了・未修了）

第25条 研修管理委員会は研修医の総合評価を行い、所定の臨床研修を修了したかどうかを判定し、院長に報告する。

- 2 院長は、研修管理委員会の報告に基づき、研修医が臨床研修を修了したと認める時は、速やかに、当該研修医に対し、所定の事項を記載した臨床研修修了証を交付する。
- 3 院長は、研修管理委員会の報告に基づき、研修医が臨床研修を修了していないと

認める時は、速やかに、当該研修医に対し、理由を付してその旨を文書で通知する。

(記録の保管・管理)

第26条 研修医に関する次の事項を記載した記録を研修修了または中断した日から5年間保存する。

- (1) 氏名、医籍登録番号、生年月日
  - (2) 研修プログラム名
  - (3) 研修開始・修了・中断年月日
  - (4) 臨床研修病院、協力型臨床研修病院、臨床研修協力施設の名称
  - (5) 臨床研修内容と研修医の評価
  - (6) 研修レポート
  - (7) 中断した場合は中断理由
- 2 研修記録は年度毎、氏名毎に教育研修課で統括・保守管理を行う。
  - 3 PG-EP0Cによる評価記録は、PG-EP0Cサーバーに保管され、それ以外の研修記録は教育研修課にて施錠管理する。
  - 4 その他臨床研修に関する文書は、徳島赤十字病院文書取扱要領に基づき管理する。

(記録の閲覧方法)

第27条 原則として部外者による閲覧はできない。

- 2 管理者、指導医、指導者、および研修医は必要に応じて記録を閲覧できる。
- 3 記録の閲覧は閲覧者名、閲覧目的、閲覧事項等を「初期臨床研修記録閲覧申請書」に記し、教育研修課に提出し、研修管理委員会委員長の許可を受ける。
- 4 記録閲覧の際には、記載情報が臨床研修医の個人情報であることに十分留意し、その取扱いに慎重を期する。
- 5 閲覧記録は教育研修課で5年間保管する。

(研修修了者の把握)

第28条 臨床研修体制の充実を推進するとともに、生涯にわたって臨床研修修了者の教育に責任を持つべく、定期的に修了後の就業状況等について把握する。

## 附則

1. この規程は、平成20年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成21年8月1日から施行する。
3. この規程は、平成25年4月1日から施行する。
4. この規程は、平成29年1月1日から施行する。
5. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
6. この規程は、令和3年4月1日から施行する。
7. この規程は、令和4年4月1日から施行する。
8. この規程は、令和5年4月1日から施行する。